

経営改善に向けた水道料金の増額改定について

令和7年4月9日

多治見市建設水道部上下水道総務課

目次

1. 多治見市水道事業の概要について.....	1
2. 水道事業の基本的な考え方.....	4
3. 水道料金の変遷と業務量.....	7
4. 水道管の状況.....	9
5. 将来収支の見通し.....	10
6. 料金改定率の決定について.....	13
7. 料金改定案.....	15

1.多治見市水道事業の概要について

(1) はじめに

多治見市に水道が初めて引かれたのは、1923年（大正12年）で地下の湧き水を水源として、現在の本町5丁目付近を中心に519戸の家庭に水を配ったのが始まりでした。

その後、人口が増えるにしたがい水が不足し、1958年（昭和33年）土岐川の水を水源とする上山浄水場を建設し給水していました。しかし、昭和40年代になって、住宅団地の開発により急激に人口が増え、将来水不足になることや水質の汚染が心配されました。そこで、昭和48年から長野県王滝村にある牧尾ダムを水源とする岐阜県東部広域水道（旧東濃用水道）の一部受水を始め、昭和51年からは全部を受水するようになりました。

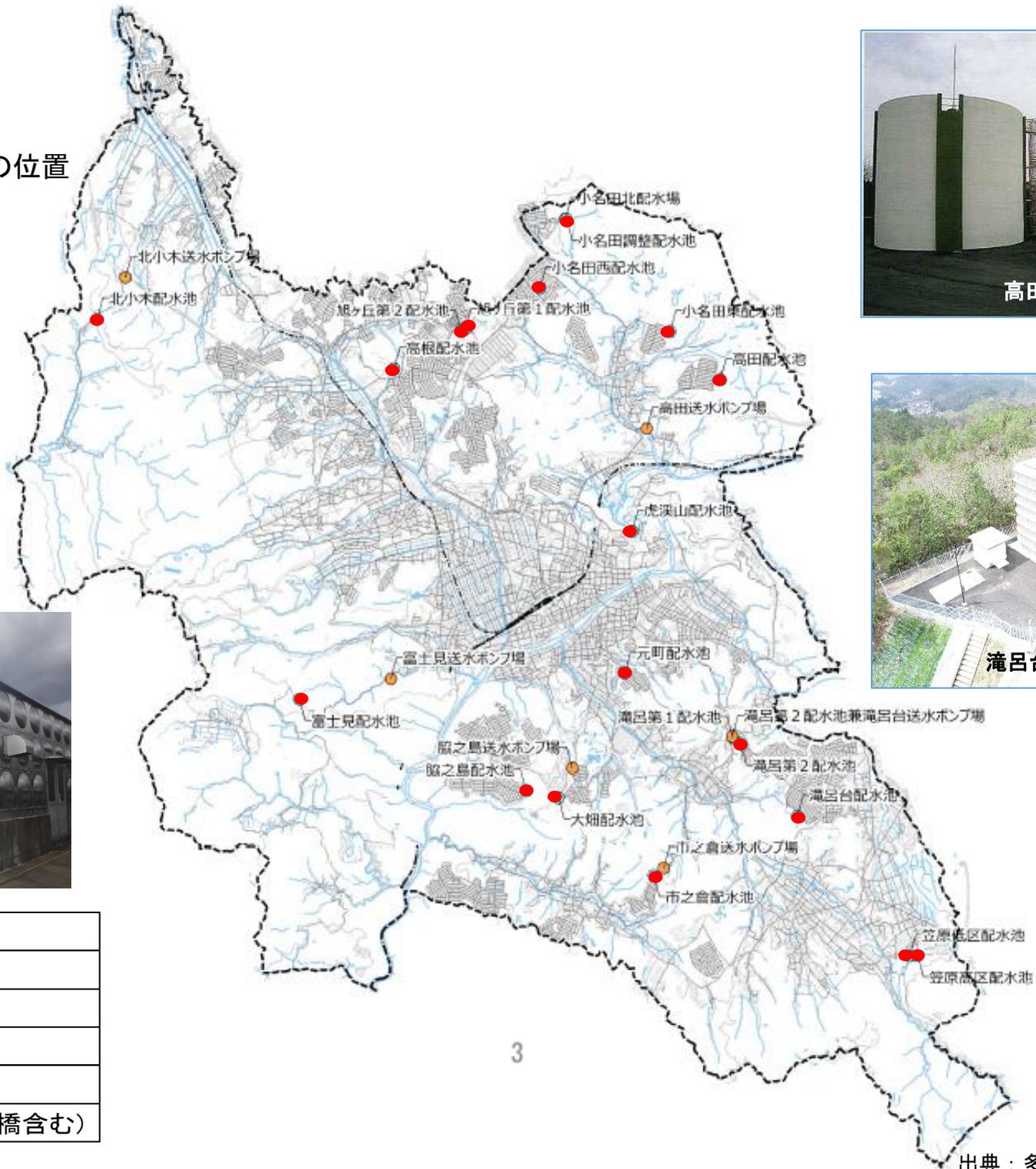
また、平成18年には笠原町との編入合併により、笠原町水道事業の全てを譲り受け、多治見市水道事業に統合して現在に至ります。

(2) 取り巻く環境の変化

高度経済成長期に急速に整備した施設が更新時期を迎え、また、近い将来、発生が予測される南海トラフ地震に備えるため、施設の老朽化対策や耐震化を重点的に進めることが急務となっています。こうした更新事業費の増大に加え、今般の物価高騰や人口減少に伴う収入減等を合わせ考えると、今後の経営環境は急激に厳しくなることが明らかな状況です。

本市水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、実情に対応した中長期的な視野に立ち、経営基盤の強化を図ることが喫緊の課題となっています。

(4) 水道施設の位置



区分	数
配水池	23池
ポンプ井	5井
ポンプ室	7棟
ポンプ	15台
管路延長	約750km(水管橋含む)

2. 水道事業の基本的な考え方

(1) 地方財政法上の公営企業

○地方財政法

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

○地方財政法施行令

(公営企業)

第46条 法第六条の政令で法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業

(2) 地方公営企業法の適用事業

○地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

一 水道事業（簡易水道事業を除く。） 二 工業用水道事業 三 軌道事業 四 自動車運送事業 五 鉄道事業六 電気事業 七 ガス事業

(略)

(3) 地方公営企業法における経営の基本原則

○地方公営企業法

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよ
うに運営されなければならない。

(4) 地方公営企業法に基づく料金徴収の根拠

○水道法

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

(略)

3. 水道料金の変遷と業務量

(1) 料金改定の変遷（過去50年間）

消費税の増税による値上げを除けば、直近の増額改定は昭和59年4月に実施しています。

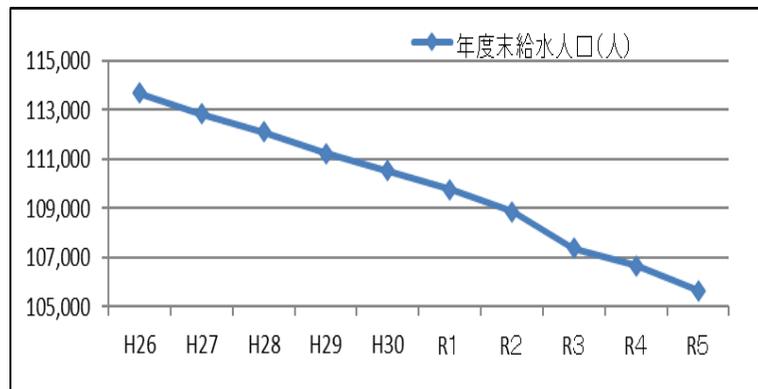
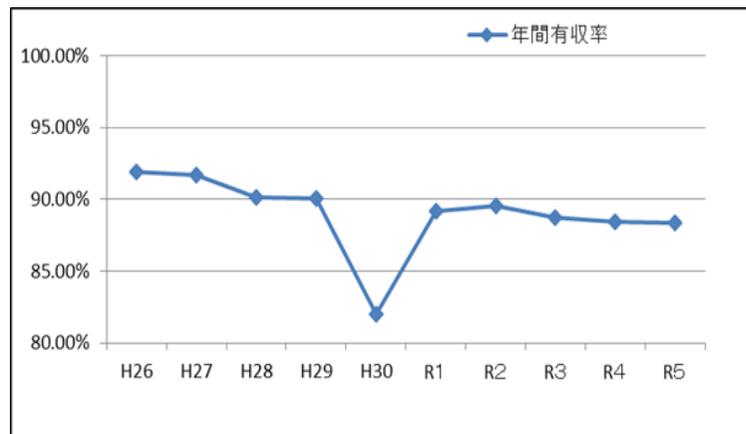
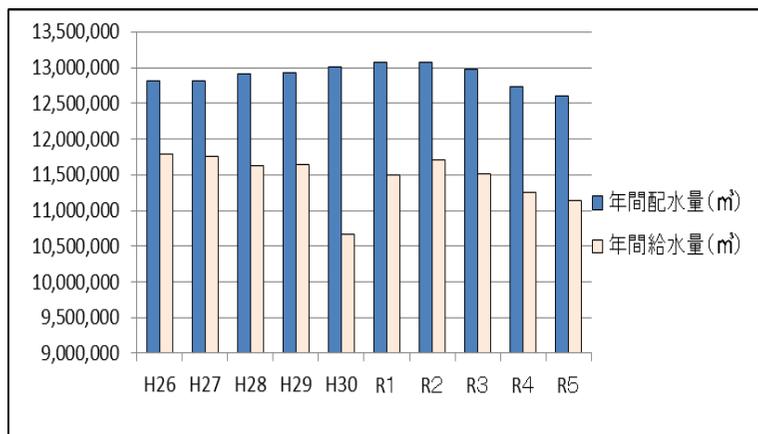
※消費税抜

施行日		H2. 4. 1	H1. 4. 1	S59. 4. 1	S58. 8. 1	S56. 5. 1	S54. 11. 1	S52. 3. 26	S50. 9. 17	
適用		H2. 5	H1. 5	S59. 5	S58. 9	S56. 6	S54. 11	S52. 4	S50. 10	
従量料金 1 m ³ につき	水量 段階	8 m ³ まで	70 円	85 円	90 円	80 円	60 円	40 円	40 円	25 円
		9 m ³ ～20 m ³	140 円	170 円	180 円	170 円	130 円	110 円	110 円	70 円
		21 m ³ ～50 m ³	190 円	215 円	230 円	210 円	160 円	130 円	120 円	80 円
		51 m ³ 以上	220 円	245 円	260 円	240 円	185 円	155 円	120 円	80 円
基本料金 量水器 1 個 につき	量水 器の 口径	13 mm	640 円	710 円			520 円	430 円	320 円	
		20 mm	1,000 円	1,100 円			700 円	600 円	500 円	
		25 mm	1,400 円	1,500 円			900 円	800 円	700 円	
		30 mm	1,950 円	2,100 円			1,200 円	1,000 円	900 円	
		40 mm	3,750 円	4,000 円			2,200 円	2,000 円	1,500 円	
		50 mm	6,550 円	7,000 円			4,000 円	3,000 円	2,500 円	
		75 mm	13,150 円	14,000 円			7,000 円	6,000 円	5,200 円	
		100 mm	21,650 円	23,000 円			11,000 円	9,500 円	8,500 円	

(2) 業務量

年間配水量は令和2年度まで上昇傾向にありましたが、人口の減少に伴い令和3年度以降は年間給水量とともに減少傾向に転じています。また、年間有収率は令和元年度以降緩やかに下落しているため、老朽化した管の更新が必要です。

※平成30年度は隔月検針への移行により給水量が1箇月分少ないため、有収率が他の年度に比べ低くなっています。

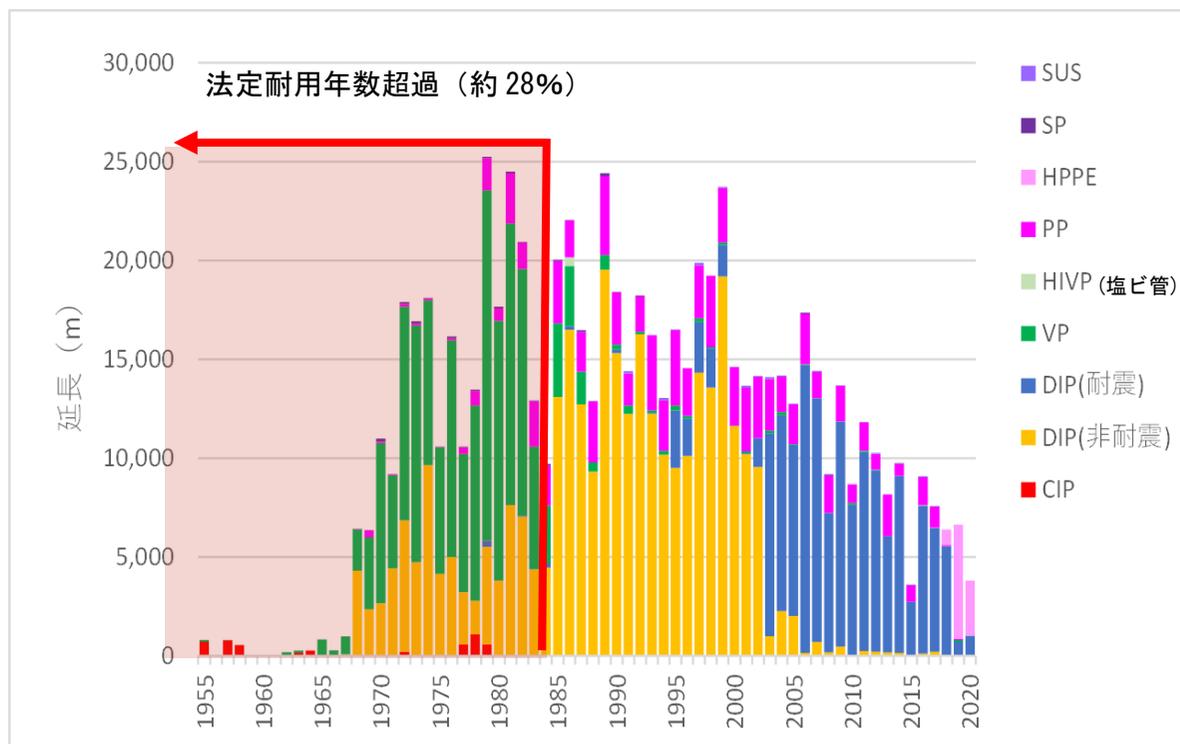


配水量 (m³)	配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量です。
給水量 (m³)	給水区域内の需要に応じて給水する水量(料金収入が得られる水量)です。
有収率 (%)	給水量 ÷ 配水量 × 100 有収率が低いということは、漏水が多いこと、メータ不感などの原因が考えられます。

4. 水道管の状況

布設年度及び管種別延長

(令和5年度末時点)



出典：多治見市水道事業基本計画

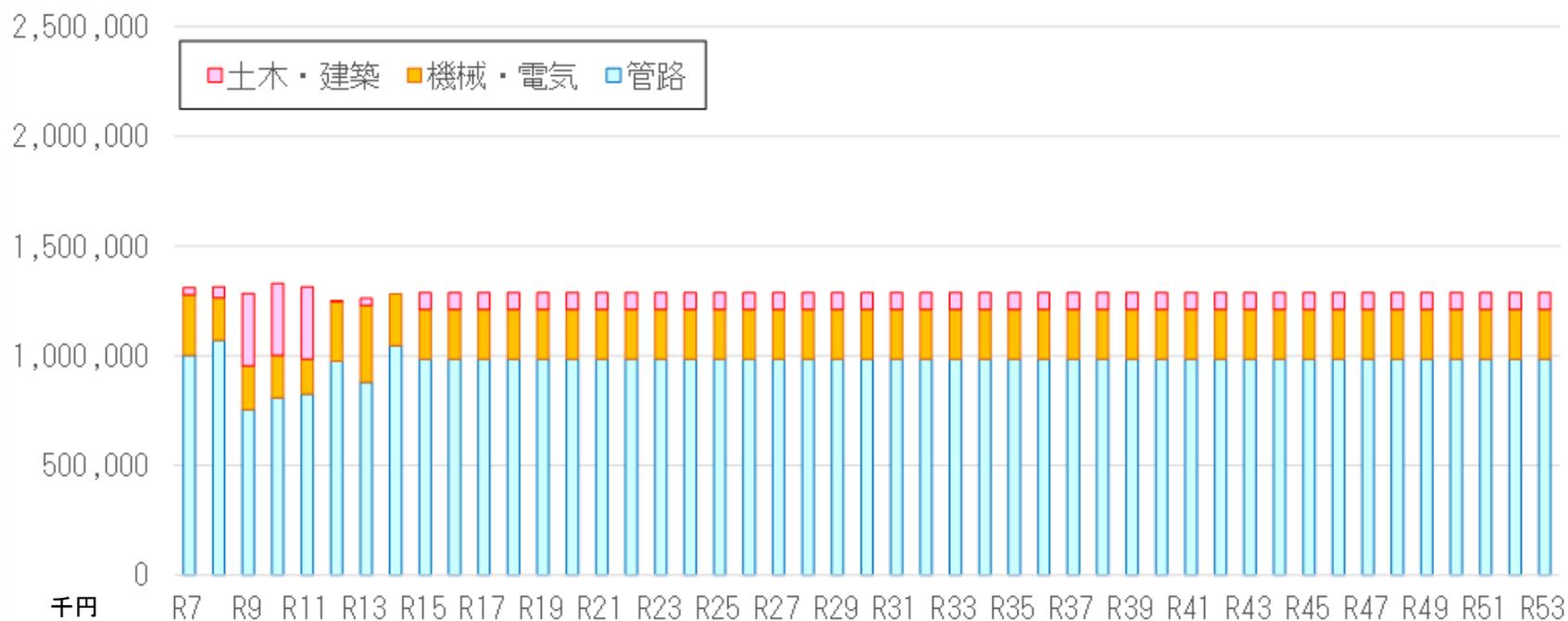
年度	更新延長 (m)	総延長 (m)	更新率 (%)
H26	5,962	730,071.9	0.8
H27	3,661	727,098.6	0.5
H28	8,505	726,178.6	1.2
H29	7,150	726,931.5	1.0
H30	5,822	727,388.6	0.8
R元	6,145	727,323.8	0.8
R2	4,886	727,294.9	0.7
R3	9,196	728,836.3	1.3
R4	9,154	729,713.2	1.3
R5	7,991	730,451.4	1.1

5. 将来収支の見通し

(1) 事業費の平準化

管路更新費について、年間の事業費が一定となるように調整し、各年度の総事業費を平準化しました。

年間平均事業費＝約12.9億円／年



<施設の統廃合>

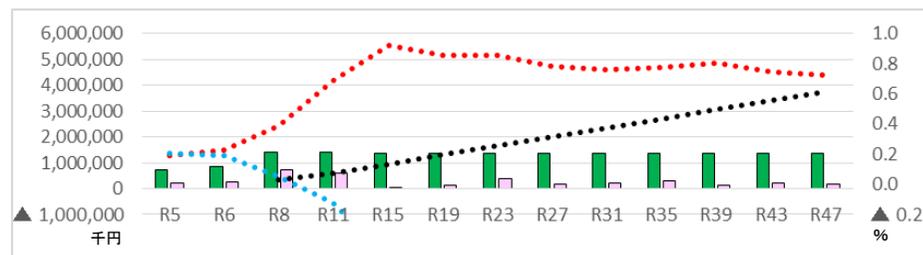
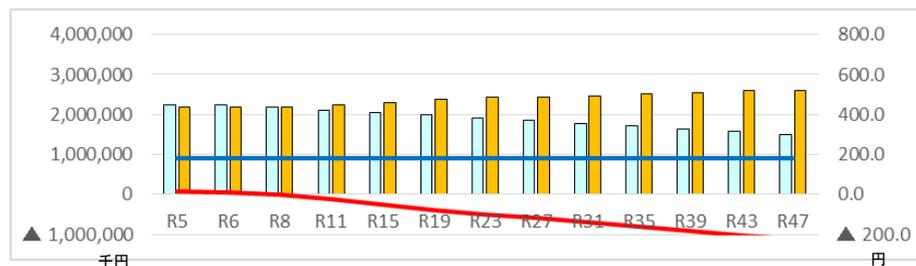
R9～R11に、高根配水池（S44 築造）を廃止し、旭ヶ丘第1配水池（S51 築造）を増量し更新します。

(2) 料金改定をしない場合（管路更新率 1.5%/年）

令和8年度には赤字に転落し、令和10年度に内部留保資金が無くなるシミュレーション結果となりました。
料金改定をしないと経営を維持できなくなることが明らかです。

(千円)

項目	R5	R6	R8	R11	R15	R19	R23	R27	R31	R35	R39	R43	R47
	2023	2024	2026	2029	2033	2037	2041	2045	2049	2053	2057	2061	2065
■：収益的収入	2,249,627	2,227,343	2,174,902	2,110,099	2,055,462	1,992,056	1,919,636	1,849,782	1,780,499	1,711,628	1,643,199	1,575,247	1,506,035
■：収益的支出	2,185,282	2,188,076	2,186,435	2,233,170	2,307,729	2,379,562	2,429,201	2,445,180	2,464,348	2,503,330	2,553,721	2,603,273	2,602,203
—：収益的収支	64,345	39,266	▲ 11	▲ 3423	▲ 5072152	▲ 263887	▲ 505609	▲ 565595	▲ 396883	▲ 847891	▲ 709210	▲ 52102	▲ 80000
—：供給単価	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8
料金改定率			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
■：企業債	200,000	246,000	702,000	602,000	29,000	139,000	385,000	151,000	220,000	289,000	124,000	220,000	151,000
■：事業費	719,383	870,310	1,403,414	1,401,784	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986
…：管路更新率			3.0%	7.5%	13.5%	19.5%	25.5%	31.5%	37.5%	43.5%	49.5%	55.5%	61.5%
企業債償還金	40,405	45,954	48,028	67,589	139,476	203,695	231,642	236,744	225,479	232,463	256,320	285,607	228,796
…：企業債残高	1,271,819	1,471,866	2,448,112	4,168,734	5,560,163	5,157,632	5,167,209	4,741,188	4,591,795	4,706,736	4,860,832	4,504,638	4,396,847
…：内部留保資金	1,366,452	1,280,174	464,825	▲ 557	▲ 1207	▲ 1,658	▲ 2,827	▲ 9,189	▲ 4,192	▲ 3,283	▲ 1,275	▲ 2,341	▲ 1,388



収益的収入	企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のことです。収益的収入には、給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益ほかを計上し、収益的支出には、人件費・物件費・支払利息などを計上します。
収益的支出	

■：収益的収入
■：収益的支出
—：収益的収支
—：供給単価

■：企業債
■：事業費
…：管路更新率
…：企業債残高
…：内部留保資金

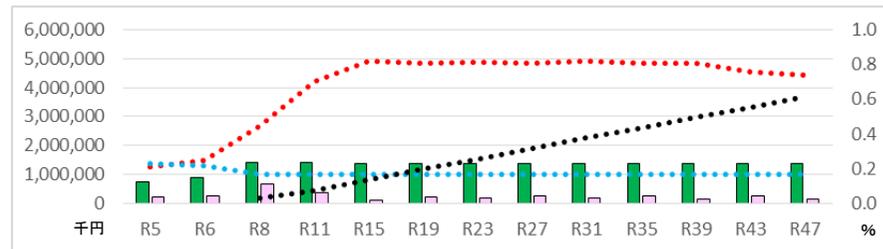
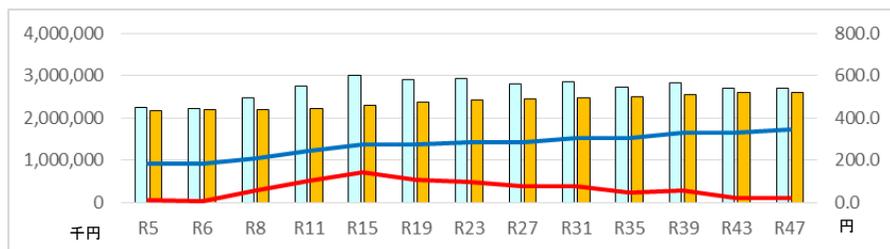
(3) 令和8年4月に料金改定をする場合（管路更新率1.5%/年）

ア 料金改定率15%

次期改定までの間隔が短く頻繁な料金改定が必要となります。住民の皆様への期間的負担が集中します。

(千円)

項目	R5	R6	R8	R11	R15	R19	R23	R27	R31	R35	R39	R43	R47
	2023	2024	2026	2029	2033	2037	2041	2045	2049	2053	2057	2061	2065
■：収益的収入	2,249,627	2,227,343	2,468,805	2,758,887	3,005,303	2,912,382	2,927,148	2,819,332	2,856,686	2,743,962	2,838,229	2,717,312	2,702,645
■：収益的支出	2,185,282	2,188,076	2,188,805	2,236,182	2,300,517	2,375,673	2,428,503	2,445,134	2,468,182	2,505,193	2,553,419	2,603,325	2,602,517
－：収益的収支	64,345	39,266	279,999	522,705	704,786	536,708	498,646	374,197	388,504	238,769	284,810	113,987	100,128
－：供給単価	181.8	181.8	209.1	243.7	274.6	274.6	287.3	287.3	303.7	303.7	329.1	329.1	343.7
料金改定率			15.0%	16.5%	12.7%	0.0%	4.6%	0.0%	5.7%	0.0%	8.4%	0.0%	4.4%
■：企業債	200,000	246,000	659,000	350,000	96,000	194,000	165,000	249,000	165,000	249,000	139,000	234,000	151,000
■：事業費	719,383	870,310	1,403,414	1,401,784	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986
…：管路更新率			3.0%	7.5%	13.5%	19.5%	25.5%	31.5%	37.5%	43.5%	49.5%	55.5%	61.5%
企業債償還金	40,405	45,954	51,631	71,415	136,490	188,366	213,589	226,165	228,979	239,447	260,949	273,674	221,547
…：企業債残高	1,271,819	1,471,866	2,696,509	4,214,113	4,908,865	4,839,145	4,895,384	4,845,191	4,916,745	4,846,063	4,841,011	4,535,818	4,435,486
…：内部留保資金	1,366,452	1,280,174	1,004,755	1,000,609	1,003,334	1,013,242	1,012,584	1,010,047	1,004,659	1,012,199	1,001,726	1,007,417	1,007,078



■：収益的収入
■：収益的支出
－：収益的収支
－：供給単価

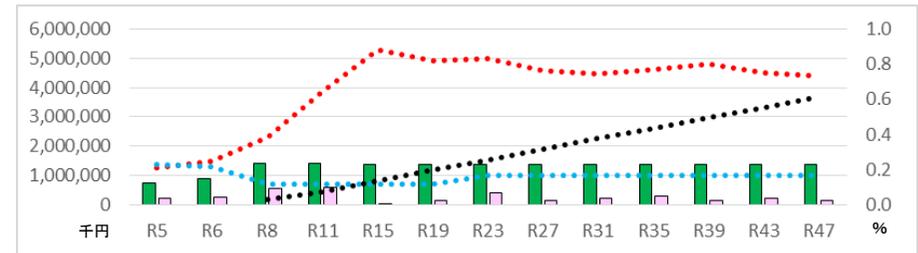
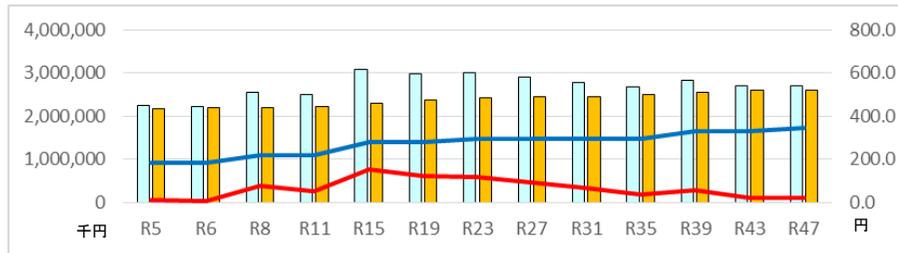
■：企業債
■：事業費
…：管路更新率
…：企業債残高
…：内部留保資金

イ 料金改定率 20%

一時的に内部留保資金が減少しますが、令和 23 年には 10 億円を超えるまで回復することが見込まれ、安定的な経営を維持できます。料金改定の周期にも間隔が開き、住民の皆様への期間的負担を分散します。

(千円)

項目	R5	R6	R8	R11	R15	R19	R23	R27	R31	R35	R39	R43	R47
	2023	2024	2026	2029	2033	2037	2041	2045	2049	2053	2057	2061	2065
■：収益的収入	2,249,627	2,227,343	2,566,772	2,491,739	3,079,800	2,984,564	3,014,003	2,902,914	2,792,436	2,682,330	2,838,229	2,717,312	2,702,645
■：収益的支出	2,185,282	2,188,076	2,186,435	2,230,288	2,304,992	2,377,228	2,427,287	2,443,629	2,463,128	2,502,456	2,553,206	2,603,132	2,602,203
－：収益的収支	64,345	39,266	380,337	261,451	774,808	607,337	586,715	459,285	329,308	179,875	285,023	114,180	100,442
－：供給単価	181.8	181.8	218.2	218.2	281.9	281.9	296.4	296.4	296.4	296.4	329.1	329.1	343.7
料金改定率			20.0%	0.0%	29.2%	0.0%	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%	11.0%	0.0%	4.4%
■：企業債	200,000	246,000	547,000	602,000	29,000	139,000	385,000	151,000	220,000	289,000	124,000	220,000	151,000
■：事業費	719,383	870,310	1,403,414	1,401,784	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986	1,377,986
…：管路更新率			3.0%	7.5%	13.5%	19.5%	25.5%	31.5%	37.5%	43.5%	49.5%	55.5%	61.5%
企業債償還金	40,405	45,954	48,028	65,004	129,531	193,346	220,873	228,569	216,973	223,611	247,109	276,022	228,796
…：企業債残高	1,271,819	1,471,866	2,293,112	3,883,185	5,296,324	4,934,577	4,986,595	4,594,217	4,478,347	4,628,172	4,818,569	4,500,149	4,396,847
…：内部留保資金	1,366,452	1,280,174	701,696	710,951	713,530	713,755	1,009,149	1,005,362	1,009,654	1,001,179	1,009,580	1,003,128	1,001,195



■：収益的収入
■：収益的支出
－：収益的収支
－：供給単価

■：企業債
■：事業費
…：管路更新率
…：企業債残高
…：内部留保資金

6. 料金改定率の決定について

(1) 経営戦略の基本方針

- ア 現在の金利状況、類似団体との比較を踏まえ、企業債残高を 50 億円以内に留めます。
- イ 持続可能な経営を図るため、内部留保資金を最低約 7 億円、最高約 10 億円の範囲で維持します。

(2) これまでの経営努力

- ア 水道事業と下水道事業の組織を統合し再編しました (H30. 4~)
- イ 水道検針業務を毎月検針から隔月検針に変更し支出を削減しました (H30. 4~)
- ウ 水道再開栓・閉栓手数料を導入し収入を確保しました (H30. 4~)
- エ 水道施設に発電設備を設置し収入を確保しました (虎溪山配水池：小水力発電、太陽光発電 (H28. 4~)
脇之島送水ポンプ場：太陽光発電 (R7. 4~))
- オ 受益者負担の公平性を図り、積極的な滞納整理を実施しています。

(3) 増額改定の必要性

- ア これまで公営企業の理念のもと経営努力を続けてきましたが、人口減少等により今後の料金収入の伸びは期待できない一方で、老朽化した施設の修繕や更新費用は増大しており、経営努力だけで経営を維持することが困難な状況になっています。
- イ 令和 6 年能登半島地震で顕在化したように老朽化した施設の耐震化は喫緊の課題です。老朽化した施設の更新を着実に進めるには、財源の確保が不可欠です。今般の物価高騰による財政的影響、さらには市民への負担増、近隣市の料金水準等を総合的に勘案し、令和 8 年 4 月から水道料金を 20%増額改定したいと考えています。

7.料金改定案

(1) 水道料金の額について

水道料金は、メーターの口径による基本料金と、使用水量に応じた従量料金を合わせたものに、消費税相当額を加算した金額としています。本審議会において、一律に20%増額改定する案について、審議していただきます。

ア 基本料金（1ヶ月・税抜）

量水器の口径	改定後	現 行	改定差額	改定率
	量水器1個につき	量水器1個につき		
13mm	768円	640円	128円	20%
20mm	1,200円	1,000円	200円	20%
25mm	1,680円	1,400円	280円	20%
30mm	2,340円	1,950円	390円	20%
40mm	4,500円	3,750円	750円	20%
50mm	7,860円	6,550円	1,310円	20%
75mm	15,780円	13,150円	2,630円	20%
100mm以上	25,980円	21,650円	4,330円	20%

イ 従量料金（税抜）

用途別	水量段階	改定後	現 行	改定差額	改定率
		従量料金（1m ³ につき）			
一般用	8m ³ まで	84円	70円	14円	20%
	9m ³ ～20m ³	168円	140円	28円	20%
	21m ³ ～50m ³	228円	190円	38円	20%
	51m ³ 以上	264円	220円	44円	20%
特殊用		84円	70円	14円	20%

※特殊用

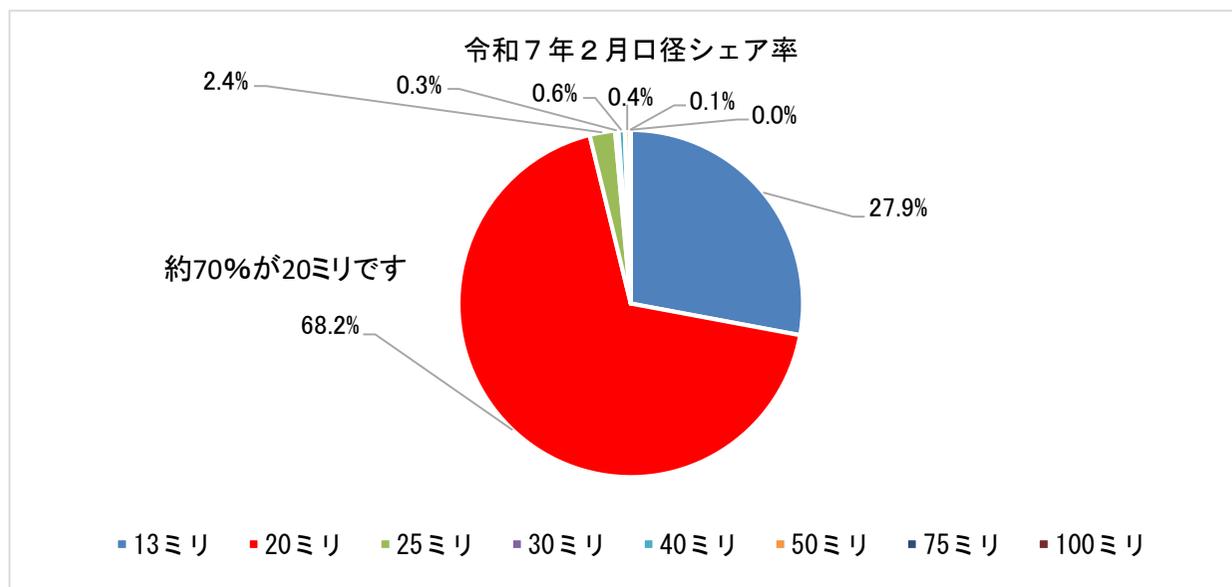
公園、公民館等で住民が無料で使用する施設
用及び公衆浴場用のものです

(2) モデルケースについて

多治見市では、水道使用者の約7割が口径20mmのメーターを使用しており、口径20mmの使用者の1ヶ月平均使用水量は18 m³です。なお、上記条件による料金比較は以下のとおりです。なお、令和7年3月1日現在の1世帯当たりの平均人数は2.2人です。

料金比較

改定前料金（税込）	改定後料金（税込）	差 額
3,256 円	3,907 円	651 円



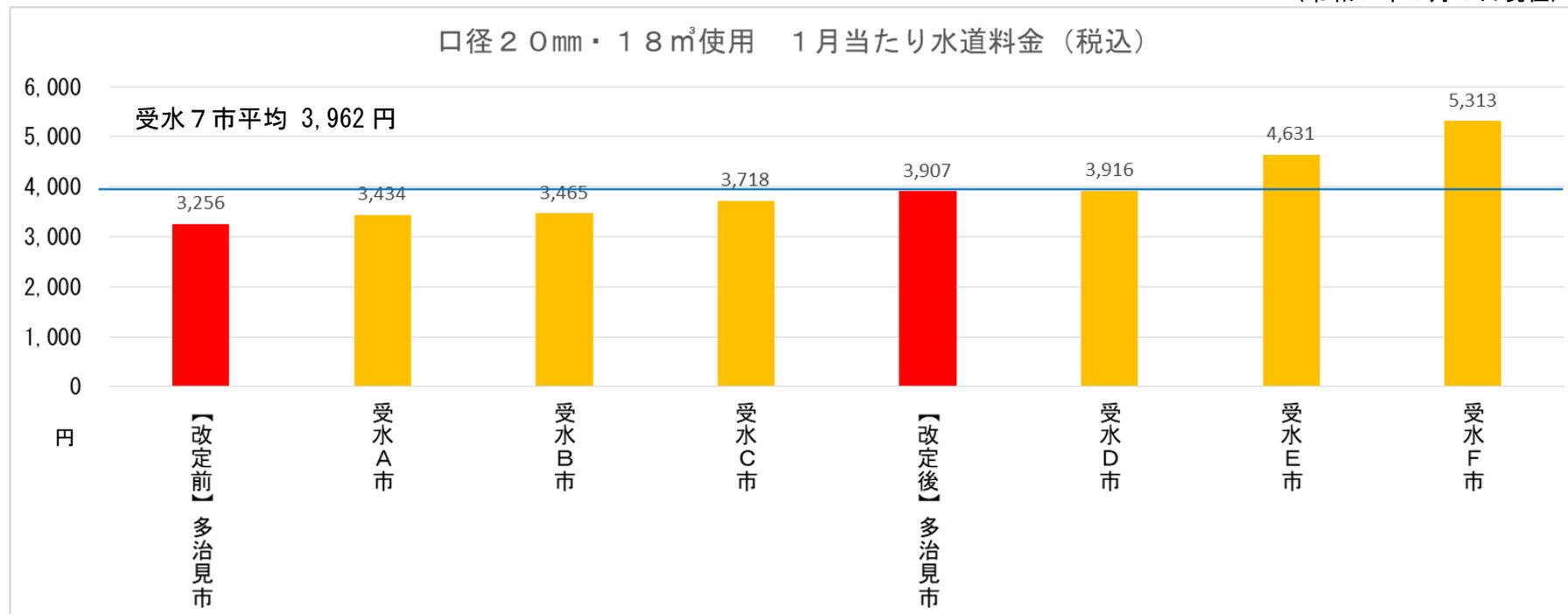
(3) 新料金の適用について

新料金は、令和8年4月末に支払う分から改定することを予定しています。

(4) 他市との水道料金比較

メーターの口径20mmで、1箇月に18m³使用した場合の料金を岐阜県内21市で比較すると、改定前は低い方から11番目ですが、改定後は17番目となります。県営水道から浄水を購入している「受水」市で比較すると、改定前は最も低いですが、改定後は7市中4番目となります。「受水」とは、県営水道から浄水の供給を受けることで、多治見市も含まれます。

(令和7年4月1日現在)



(5) 料金改定後の料金早見表

上下水道料金早見表（一般用：量水器の口径13mmの場合）（税込）

参考資料

上段：水道料金（量水器の口径13mmの場合）

中段：下水道使用料

下段：水道料金と下水道使用料の計

令和8年4月から

m ³		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	水道	844	937	1,029	1,122	1,214	1,306	1,399	1,491	1,584	1,768
	下水	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
	計	2,164	2,257	2,349	2,442	2,534	2,626	2,719	2,811	2,904	3,088
10	水道	1,953	2,138	2,323	2,508	2,692	2,877	3,062	3,247	3,432	3,616
	下水	1,320	1,463	1,606	1,749	1,892	2,035	2,178	2,321	2,464	2,607
	計	3,273	3,601	3,929	4,257	4,584	4,912	5,240	5,568	5,896	6,223
20	水道	3,801	4,052	4,303	4,554	4,804	5,055	5,306	5,557	5,808	6,058
	下水	2,750	2,893	3,036	3,179	3,322	3,465	3,608	3,751	3,894	4,037
	計	6,551	6,945	7,339	7,733	8,126	8,520	8,914	9,308	9,702	10,095
30	水道	6,309	6,560	6,811	7,062	7,312	7,563	7,814	8,065	8,316	8,566
	下水	4,180	4,372	4,565	4,757	4,950	5,142	5,335	5,527	5,720	5,912
	計	10,489	10,932	11,376	11,819	12,262	12,705	13,149	13,592	14,036	14,478
40	水道	8,817	9,068	9,319	9,570	9,820	10,071	10,322	10,573	10,824	11,074
	下水	6,105	6,297	6,490	6,682	6,875	7,067	7,260	7,452	7,645	7,837
	計	14,922	15,365	15,809	16,252	16,695	17,138	17,582	18,025	18,469	18,911
50	水道	11,325	11,616	11,906	12,196	12,487	12,777	13,068	13,358	13,648	13,939
	下水	8,030	8,261	8,492	8,723	8,954	9,185	9,416	9,647	9,878	10,109
	計	19,355	19,877	20,398	20,919	21,441	21,962	22,484	23,005	23,526	24,048

※水道料金は、量水器の口径により基本料金が違いますのでご注意ください。

上下水道料金早見表（一般用：量水器の口径20mmの場合）

（税込）

参考資料

上段：水道料金（量水器の口径20mmの場合）

中段：下水道使用料

下段：水道料金と下水道使用料の計

令和8年4月から

m ³		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	水道	1,320	1,412	1,504	1,597	1,689	1,782	1,874	1,966	2,059	2,244
	下水	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
	計	2,640	2,732	2,824	2,917	3,009	3,102	3,194	3,286	3,379	3,564
10	水道	2,428	2,613	2,798	2,983	3,168	3,352	3,537	3,722	3,907	4,092
	下水	1,320	1,463	1,606	1,749	1,892	2,035	2,178	2,321	2,464	2,607
	計	3,748	4,076	4,404	4,732	5,060	5,387	5,715	6,043	6,371	6,699
20	水道	4,276	4,527	4,778	5,029	5,280	5,530	5,781	6,032	6,283	6,534
	下水	2,750	2,893	3,036	3,179	3,322	3,465	3,608	3,751	3,894	4,037
	計	7,026	7,420	7,814	8,208	8,602	8,995	9,389	9,783	10,177	10,571
30	水道	6,784	7,035	7,286	7,537	7,788	8,038	8,289	8,540	8,791	9,042
	下水	4,180	4,372	4,565	4,757	4,950	5,142	5,335	5,527	5,720	5,912
	計	10,964	11,407	11,851	12,294	12,738	13,180	13,624	14,067	14,511	14,954
40	水道	9,292	9,543	9,794	10,045	10,296	10,546	10,797	11,048	11,299	11,550
	下水	6,105	6,297	6,490	6,682	6,875	7,067	7,260	7,452	7,645	7,837
	計	15,397	15,840	16,284	16,727	17,171	17,613	18,057	18,500	18,944	19,387
50	水道	11,800	12,091	12,381	12,672	12,962	13,252	13,543	13,833	14,124	14,414
	下水	8,030	8,261	8,492	8,723	8,954	9,185	9,416	9,647	9,878	10,109
	計	19,830	20,352	20,873	21,395	21,916	22,437	22,959	23,480	24,002	24,523

※水道料金は、量水器の口径により基本料金が違いますのでご注意ください。

参考資料

水道料金改定差額早見表 (一般用：量水器の口径13mmの場合) (税込)

m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	140	156	171	187	202	217	233	248	264	294
10	325	356	387	418	448	479	510	541	572	602
20	633	675	717	759	800	842	884	926	968	1,009
30	1,051	1,093	1,135	1,177	1,218	1,260	1,302	1,344	1,386	1,427
40	1,469	1,511	1,553	1,595	1,636	1,678	1,720	1,762	1,804	1,845
50	1,887	1,936	1,984	2,032	2,081	2,129	2,178	2,226	2,274	2,323

水道料金改定差額早見表 (一般用：量水器の口径20mmの場合) (税込)

m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	220	235	250	266	281	297	312	327	343	374
10	404	435	466	497	528	558	589	620	651	682
20	712	754	796	838	880	921	963	1,005	1,047	1,089
30	1,130	1,172	1,214	1,256	1,298	1,339	1,381	1,423	1,465	1,507
40	1,548	1,590	1,632	1,674	1,716	1,757	1,799	1,841	1,883	1,925
50	1,966	2,015	2,063	2,112	2,160	2,208	2,257	2,305	2,354	2,402